

例えばこんなトラブルで

困っていませんか？

H29.8月号

お問い合わせ先 廿日市市消費生活センター
TEL(0829)31-1841

《相談内容》

夫のスマートフォンに「有料動画の閲覧履歴がある。本日中に連絡がない場合は法的措置に移行する」という内容のショートメッセージ(SMS)が届いた。夫が記載されていた電話番号に電話をすると、「請求を取り下げるには5万円必要。コンビニで5万円のギフトカードを購入して、番号を教えるように」と言われたそうだ。相手は大手のインターネット会社を名乗っている。今後どのようにすればよいか。
(50歳代 女性)

《アドバイス》

架空請求の事例について説明し、同様の相談が多数寄せられていることを情報提供しました。その上で、身に覚えのない請求については、相手にせず無視するように助言しました。また、今後相手から電話がかかってくる場合でも取り合わず、しばらくの間は常時留守番電話に設定しておき、不審な電話には出ないようにするなどの対応も助言しました。

メールに表示された電話番号に電話をかけたり、メール等を返信したりすると自分の電話番号やメールアドレス等の情報を教えてしまうことになります。その後、更なるトラブルに巻き込まれる可能性もありますので、身に覚えのない請求等のときは相手に連絡しないようにしましょう。

また、業者からコンビニ等でギフトカードを購入するよう指示された場合は詐欺の可能性が高いです。カード番号を教えた後に騙し取られたことに気付いても、被害を回復することは困難です。業者に指示されても、購入したり、番号を教えたりしないようにしましょう。

困ったり、不安を感じたりしたときは、廿日市市消費生活センターにご相談ください。

出典：広島県環境県民局消費生活課発行
「くらしのフレッシュ便」平成29年8月号

